

税務関連

2020年12月3日 最寄りの税務署に確認済み

記帳の日付関連

仕入れは購入日の日付

売り上げは取引が完結した日付

荷造運賃は売り上げた日付

私用の買い物は購入した日付

未払金は、カード支払日の日付

メルカリは売り上げが確定し、資金の入金があった日付

※月末にまとめて回収した場合は、記帳なしだが、

税務署の方に説明出来るようにしておく

仕入れ時 (納品書か、領収書か、購入履歴を印刷しておく)

商品をクレジットで仕入れた際

仕入 10000 未払金 10000

未払金を支払ったとき (カード支払日)

未払金 10000 普通預金 10000

ポイントを全額使って仕入れた時

仕入 10000 未払金 10000

未払金 10000 雑収入 10000

ポイントを一部使って仕入れた時

仕入 10000 未払金 10000 ← 実質7000円

未払金 3000 雑収入 3000 ← 一部ポイントで支払った分

ポイント支払いサービスを利用して、未払金を支払った時

仕入 10000 未払金 9000

雑収入 1000

※引き落としされる前に保管しておいた

納品書の支払い金額合計 = 未払金の合計であるか確認する。

売上時 (スクショして印刷)

商品を上り上げた時

売掛金 10000 売上 10000

代金が入金された時 (スクショして印刷)

普通預金 10000 売掛金 10000

代金に振込手数料がかかる場合

普通預金 9800 売掛金 10000

支払手数料 200

上り上げて送料をクレジットで支払った時

売掛金 10000 売上 10000

荷造運賃 500 未払金 500

送料の未払金を支払った場合

未払金 500 普通預金 500

送料の未払金をポイント支払いサービスで支払った場合

未払金 500 雑収入 500

上り上げて送料をポイントで支払った時

売掛金 10000 売上 10000

荷造運賃 500 雑収入 500

メルカリで上り上げて差し引きされる場合

売掛金 8000 売上 10000

支払手数料 1000

荷造運賃 1000

メルカリ上り上げが確定し、資金の入金が確定した場合

普通預金 10000 売掛金 10000

月末にまとめてメルカリで入金する場合

記帳なし

だが、まとめて入金した場合、税務署の方に説明出来るようにしておく

友人等に商品を販売し、商品と引き換えに現金を受け取った場合

現金 8000 売上 8000

※よく出てくる売掛金は使わず、借方現金で処理をする。

この場合、会計ソフト等で現金出納帳にも記帳する。

(友人等から受け取った) 上記の現金を口座へ入金した場合

普通預金 8000 現金 8000

ポイントを生活費に充てた場合 (楽天ペイの利用履歴印刷する)

事業主貸 500 雑収入 500

※本来なら

事業主貸 500 未払金 500

未払金 500 雑収入 500

だが、未払金は重複しているので、消して問題なし

ポイントで消耗品を支払った時

消耗品費 500 雑収入 500

この場合も未払金は重複しているので、消して問題なし

経費について (家賃)

例：家賃50000円÷10畳×作業スペース1畳=5000円が経費

10畳の物件で、荷物を置くスペースに1畳くらい使っている。
クレジットで家賃を払っているので、クレジット明細と管理会社の領収書を印刷しておき、説明できるようにしておく

家賃を支払った時

クレジットで支払った時（2回処理が必要になる）

例：1月の家賃をクレジットで支払い、2月に引き落とされた場合

1回目（1月の家賃発生日に計上）

地代家賃 5000 未払金 5000

2回目（2月のカード引き落とし日に計上）

未払金 5000 普通預金5000

※カード払いをしている方は、2回処理をしないとイケない。

2回処理とは、家賃発生日と家賃引き落とし日（カード支払日）です。

家賃をポイントで支払った時（2回処理が必要になる）

1回目（1月の家賃発生日に計上）

地代家賃 5000 未払金 5000

2回目（2月のカード引き落とし日＝ポイント利用日に計上）

未払金 5000 雑収入 5000 ←ポイント支払い分

支払いはどこからきているかを考える

家賃を一部ポイントとクレジットで支払った時

（2回処理が必要になる）

1回目（1月の家賃発生日に計上）

地代家賃 5000 未払金 5000

2回目（2月のカード引き落とし日&ポイント利用日に計上）

未払金 5000 普通預金2500 ←カード支払い分

雑収入 2500 ←ポイント支払い分

家賃を口座振替で支払った時（1回処理でOK）

地代家賃 5000 普通預金5000

口座について

事業用と個人用を分けた方がいいと言っているだけで、税務署としては、支払ったという証明として、個人の口座の引き落としの明細とクレジット明細をを印刷して保管し、説明出来るようにしておけばいい。

事業用には資金を入れておき、支払日前に引き落とし口座に入金はOK
手数料がかかる場合は、経費として計上してもいい

所得税の納税関連

IDパスワードは税務署に出向く必要がある

マイナンバー・ICカードリーダー方式は、出向く必要がない

住民税は自分で納付に○をつけ、自分で納税する

上記は最寄りの税務署に確認したものです。

各自確定申告や帳簿付けをされる際は、

自己責任でお願いします。